

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 産業競争力強化法施行令の一部改正

一 認定事業適応関連措置

産業競争力強化法第二十一条の二十四第一項第一号の政令で定める認定事業適応事業者が認定事業適応計画に従って行う事業適応のための措置について見直しを行うこと。
(第七条関係)

第二 投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令の一部改正

一 外国法人から除かれる者の範囲

投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第一項の政令で定める外国法人について定め、所要の規定を整備すること。
(第一条関係)

二 投資事業有限責任組合契約に係る付随事業

投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令第三条第一項第一号又は第三号に掲げる事業に係る同項第一号に規定する約束手形又は同項第三号に規定する有価証券には、一に規定する者については、こ

れらに類似するものであつて外国の法令に準拠するものを含むものとする。 (第三条関係)

第三 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正

一 経過業務に係る納付金額の通知及び納付期限

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律による改正前の産業競争力強化法に係る経過業務に係る納付金額の通知及び納付期限について定めること。

(附則第十五条関係)

二 経過業務に係る納付金の帰属する会計

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律による改正前の産業競争力強化法に係る経過業務に係る納付金の帰属する会計について定めること。

(附則第十六条関係)

第四 関係政令の整理

その他関係政令の所要の規定の整理を行うこと。

第五 附則

一 この政令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行すること。

（附則第一項関係）

二 郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令について所要の規定の整理を行うこと。

（附則第二項関係）